

(記載上の注意)

- 1 文面は必ずしもこのとおりでなくても良いが、申請者が、その業務を行う役員について疎明する形式とすること。
- 2 業務分掌表等で画定した業務を行う役員のうち、診断書の提出のない者全員について疎明すること。(法人の代表者も疎明書に含めてよい。)